

議案第85号

加西市農業共済条例の一部を改正する条例の制定について

加西市農業共済条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成23年11月29日提出

加西市長 西 村 和 平

加西市農業共済条例の一部を改正する条例

加西市農業共済条例（昭和 43 年加西市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 2 号中「(と殺による死亡」の右に「及び家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 58 条第 1 項（第 4 号に係る部分に限る。）の規定による手当金、同条第 2 項の規定による特別手当金又は同法第 60 条の 2 第 1 項の規定による補償金の交付の原因となる死亡」を、同条第 2 項第 2 号中「陥つたとき」の右に「(家畜伝染病予防法第 58 条第 2 項の規定による特別手当金又は同法第 60 条の 2 第 1 項の規定による補償金の交付の原因となると殺又は殺処分が行われることが判明したときを除く。)」を加える。

第 63 条第 3 項中「第 53 条第 5 項」を「第 53 条第 3 項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、兵庫県知事の認可のあった日から施行し、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 16 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日（平成 23 年 10 月 1 日。以下「適用日」という。）から適用する。
- 2 改正後の第 3 条第 1 項第 2 号及び第 2 項第 2 号の規定は、適用日以後に共済掛金期間の開始する家畜共済について適用し、適用日前に共済掛金期間の開始する家畜共済については、なお従前の例による。

(審議資料)

家畜伝染予防法（昭和 26 年法律第 166 号）の改正に伴う農業災害補償法（昭和 22 年法律第 185 号）の改正により、関係条項を改正しようとするもの。

【改正要旨】

家畜共済において、廃用の範囲の「不慮の災厄によって救うことのできない状態に陥ったとき」から、今回の家畜伝染病予防法の改正に基づき全額手当金等が交付されることとなるケースを除外するとともに、全額手当金等が交付される家畜となるケースが追加されるたびに条例改正する必要がないよう、「不慮の災厄によって救うことのできない状態に陥ったとき」から包括的に全額手当金等が交付される家畜となることが判明したときを除外する。